

日立シビックセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

日立シビックセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

日立シビックセンター科学館の入館料を改める等のため、本条例を制定するものであります。

日立シビックセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

日立シビックセンターの設置及び管理に関する条例（平成2年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

科学館・天球劇場入館料

（単位 円）

| 区 分  |    | 大人<br>(1人1回) | 小人・高校生・高齢者<br>(1人1回) |
|------|----|--------------|----------------------|
| 科学館  | 個人 | 500          | 200                  |
|      | 団体 | 450          | 150                  |
| 天球劇場 | 個人 | 500          | 200                  |
|      | 団体 | 450          | 150                  |
| セット券 | 個人 | 750          | 300                  |
|      | 団体 | 650          | 200                  |

備考

- 1 小人とは、小・中学生をいう。
- 2 高齢者とは、65歳以上の者をいう。
- 3 団体とは、30人以上をいう。
- 4 障害者（介助が必要な者1人につき1人の介助者を含む。）及び幼児は、無料とする。
- 5 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福

社手帳の交付を受けた者をいう。

別表第5備考5の表中「大人」の次に「（高校生以上）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。